

(様式2)

## 京丹後市教育大綱（案）の概要

### 1 趣旨

本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づく、京丹後市の教育等の振興に関する大綱（京丹後市教育大綱）として位置付けている京丹後市教育振興計画（平成27年3月策定）が、10年間の計画期間の中で、令和元年11月に中間見直しが実施されました。これについて、令和元年度第1回京丹後市総合教育会議（令和元年11月6日開催）において、改定後の京丹後市教育振興計画について、引き続き、京丹後市教育大綱と位置付けることとされたところです。

このたび、市政全体を俯瞰した教育大綱を改めて策定するに当たって、令和3年2月に策定した第2次京丹後市総合計画基本計画との整合性を踏まえつつ、まちづくり・ひとづくり全体を通じた市政全体を視野に入れながら、かつ、令和元年11月に改定した京丹後市教育振興計画以後に生じた社会の動き、変化等を踏まえて、新たな『京丹後市教育大綱』を策定します。

### 2 構成

京丹後市教育大綱は、「はじめに」、「Ⅰ 京丹後市教育大綱の理念」、「Ⅱ 京丹後市教育大綱の理念達成に向けた4つの柱」のほか、参考として、「京丹後市教育大綱の策定の趣旨と位置付け」、「京丹後市教育大綱の策定期間」で構成しています。